

肝炎ウイルス検査の推進について

—医療機関委託の推進・先行事例を交えて—

目次

- 資料1 緊急肝炎ウイルス検査事業について（案）
- 資料2 特定感染症検査等事業の実施について新旧対照表（案）
- 資料3 特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査を
医療機関に委託するにあたっての参考事例

緊急肝炎ウイルス検査事業について（案）

平成19年11月27日
厚生労働省健康局結核感染症課

1. 概要

- 今般のフィブリノゲン製剤問題を契機として、肝炎一般に対して関心が高まり、検査受診希望者の増加が見込まれることを受け、既存の特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査事業を有効活用し、緊急肝炎ウイルス検査事業として医療機関での無料の肝炎検査事業を実施する。（対象者はフィブリノゲン製剤の被投与者に限らない。）
- 現在、特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査事業については、保健所での検査は無料で実施しているが、受託医療機関での検査は自己負担を徴収することができる仕組みとなっており、今後、検査を積極的に受けてもらい、早期に適切な治療へとつながるよう、この自己負担分については国の全額負担とする（別紙参照）。

2. 検査実施先

受託医療機関

※ なお、保健所においても引き続き検査を実施。

3. 実施期間

平成20年1月(予定)～平成21年3月までの時限措置

4. 財源

平成19年度分については、(目) 疾病予防対策事業費等補助金（特定感染症検査等事業）で対応。（平成19年度予算額 17.7億円）

平成20年度分についても、概算要求額で対応。

（平成20年度概算要求額 17.7億円）

【参考】

事業名	疾病予防対策事業費等補助金（特定感染症検査等事業）
事業内容	保健所で実施される肝炎ウイルス検査を補助。 （医療機関への委託を可としている）
補助先	都道府県、政令市、特別区
補助率	1 / 2

別 紙

緊急肝炎ウイルス検査事業について（特定感染症検査等事業費）（案）

厚生労働省健康局結核感染症課

区 分	現 行	改 正 案
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 20～39歳の受診希望者を対象 ○ 40歳以上の未受診者（やむを得ない事情により他制度で受診できなかった者）のうち希望者を対象 	同 左
実施主体	都道府県、政令市、特別区	同 左
実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所で実施 ○ 医療機関への委託実施（19年度から実施） 	同 左
負担割合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所実施分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国：1／2 ・ 都道府県・政令市・特別区：1／2 ・ 受診者：自己負担なし ○ 医療機関委託分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国：受診者の自己負担分を除いた額の1／2 ・ 都道府県・政令市・特別区 ：受診者の自己負担分を除いた額の1／2 ・ 受診者：自己負担あり （費用徴収基準額：1,700円） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所実施分 同 左 ○ 医療機関委託分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国：受診者の自己負担分＋それを除いた額の1／2 ・ 都道府県・政令市・特別区：同 左 ・ 受診者：自己負担なし
そ の 他		平成20年1月から平成21年3月末までの時限措置

特定感染症検査等事業の実施について新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 本事業は、都道府県、政令市及び特別区が実施する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）検査及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査、<u>緊急肝炎ウイルス検査</u>及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対し、補助するものである。</p> <p>2 事業の内容は、以下のとおりとする。 なお、本事業の実施にあたっては検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮することとする。</p> <p>（1）性感染症検査及び性感染症に関する相談事業 （略）</p> <p>（2）H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業 （略）</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 本事業は、都道府県、政令市及び特別区が実施する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）検査及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対し、補助するものである。</p> <p>2 事業の内容は、以下のとおりとする。 なお、本事業の実施にあたっては検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮することとする。</p> <p>（1）性感染症検査及び性感染症に関する相談事業 ア 保健所における性感染症に指定した5疾患の検査事業 イ 保健所における性感染症に指定した5疾患の相談事業</p> <p>（2）H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業 ア 保健所におけるエイズストップ作戦関連事業実施要綱に基づく事業 イ エイズ治療拠点病院におけるH I V抗体検査等事業実施要綱に基づく事業 ウ その他</p>

改正後

現行

(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業
(略)

(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

ア 肝炎ウイルス検査

(ア) 保健所による実施及び医療機関等への委託（地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関を選定。）により行う。

(イ) 対象者

希望者（過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのある者を除く。）

※ 医療保険各法その他の法令に基づく事業において、肝炎ウイルス検査の受診の機会のある者及び老人保健事業の対象者については、それぞれの事業を優先し、受診する機会のない者については、本事業の対象として差し支えないこと。

(ウ) 肝炎ウイルス検査の実施

肝炎ウイルス検査の項目は、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。

a HCV抗体検査

HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。

b HCV抗原検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。抗原検査は、ウイルスのコア蛋白を測定する方法を用いること。

改正後

現行

c HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合に行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。

d HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (別紙参照)

a HCV抗体検査

(a) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(b) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV抗原検査を行うこと。

(c) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

b HCV抗原検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して、HCV抗原検査を行い、結果が陽性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極

改正後

めて高い」と判定、結果が陰性を示す場合はHCV核酸増幅検査を行うこと。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV、RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

d HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性または陰性の別を判定。但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(オ) 指導区分

C型肝炎ウイルス検査において、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者、及び、HBs抗原検査において「陽性」と判定された者につい

改正後

現行

(4) 緊急肝炎ウイルス検査事業

ア (3) のアの事業は、緊急肝炎ウイルス検査事業について準用する。この場合において、(3) のアの(ア)中、「保健所による実施及び医療機関への委託」とあるのは、「医療機関への委託」に読み替える。

イ 緊急肝炎ウイルス検査事業で要した費用については、検査受診者からは徴収しないこととする。

4 経費

国は、事務に要した経費に対し、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

ては、医療機関への受診を勧奨する。

(カ) 通知の結果

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

4 経費

国は、事務に要した経費に対し、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとし、その補助率は1/2であること。

平成19年11月27日
健康局結核感染症課

特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査を 医療機関に委託するにあたっての参考事例

特定感染症検査等事業において、肝炎ウイルス検査の医療機関委託を既に実施している都道府県等に協力いただき、医療機関委託の先行事例を調査したので以下にお示しする。今後の医療機関委託の実施に当たって参考とされたい。

○契約方法

- ・都道府県医師会または市医師会との委託契約

(解説)

一契約で、医師会加入医療機関において検査受診が可能となるため、個別に医療機関と契約するよりも手続きが容易。

ただし、円滑な実施のためには、個別の医療機関に対し、検査費用請求や実績報告方法等について十分に周知を図ることが必要。

- ・医師会との契約に加えて、医師会非加入医療機関とも個別に委託契約

(解説)

実施医療機関が広がり、受診者の利便性が向上する。契約が結べた医療機関から速やかに検査を開始することが必要。

○検査実施手順

1. 医療機関を受診するまで

(方法1：直接医療機関を受診)

検査希望者は、自治体のHP上などで実施医療機関情報を取得し、直接受診する。

(方法2：市役所等から受診券を入手後、医療機関を受診)

肝炎ウイルス検査の受診勧奨リーフレットなどにあらかじめ申込書を添付しておき、必要事項を記入の上、自治体窓口に郵送。自治体は、内容確認の上、受診券を発行、郵送し、それを受領した住民は実施医療機関へ受診する。

(解説)

いずれの方法をとるにしても、受診者の利便性が損なわれない

ようにすることが重要。

方法2による場合には、受診勧奨リーフレット兼申込書を、広報誌等に混ぜ込んで予め配布しておく、住民の目に触れる場所に置いておく、又は、HP上から申し込めるようにしておくなどの工夫を行い、行政機関の窓口へ足を運ばずとも、医療機関での受診が可能となるような工夫をすることが必要。

方法1をとる場合にも、広報誌等で実施医療機関情報を幅広く周知する、市町村の広報誌等に記事の掲載を依頼する等により、インターネットを利用しない住民に対しても情報を届ける工夫が必要。

2. 受診後、結果通知まで

本人に再度医療機関へ来院してもらい、結果を説明。

陽性の場合、治療のために、専門医療機関を受診するよう指導。

(解説)

肝炎の診断及び治療ができる医療機関をリスト化し、検査実施医療機関に配布し、陽性者に対する紹介時に役立ててもらうなど、陽性者に対するフォローアップ体制を確立させておくことが必要。

また、併せて、肝疾患診療拠点病院の選定など、各地域において、肝炎患者を適切な医療に結びつける診療体制を確保しておくことが必要。

○検査費用請求

(検査費用請求手順)

1. 医師会と契約した場合

医療機関→(地区医師会)→都道府県医師会→実施自治体

2. 医師会非加盟医療機関と契約した場合

医療機関→実施自治体

(解説)

他事業と同一の委託医療機関であった場合に混同することを避けるため、請求方法などを整備しておくことが必要。

検査単価については、診療報酬単価等を参考に単価を統一するなどの工夫が必要。